

要旨 ローン契約における「一方的管轄条項」の有効性

野村美明・黄ジンテイ「ローン契約における「一方的管轄条項」の有効性」
『阪大法学』第64巻第1号1頁～24頁（2014年5月）

一方的管轄条項は、フランス破産院の **Rothschild** 判決では無効とされた（本稿二）が、
のイングランドの **Mauritius Commercial Bank** 判決では有効とされた（本稿三）。

日本の最高裁のチサダネ号事件判決では、船荷証券の裏面約款中のアムステルダム
の裁判所の専属管轄に関する定めが争われ、これが有効とされたが、この管轄条項には運送人
に付加的な管轄を認める規定があり、実際には一方的管轄条項であった（本稿五）。一方的
管轄条項は、それが消費者契約および労働契約における管轄合意でない限り、日本法の下
では有効と考えられる。

Rothschild判決はブラッセル I 規則 23 条を根拠としながらフランス民法上の概念を援用
して一方的管轄条項を無効としたが（本稿四）、このような解釈は、改正後のブラッセル I
規則ⁱでは困難となると予測されるⁱⁱ。なぜなら、改正規則 25 条はⁱⁱⁱ、管轄合意の実質的有
効性を選択された裁判所が所属する国の法によらせているからである^{iv}。改正規則 25 条に
よれば、**Rothschild**判決で問題となった管轄条項の有効性は、選択された管轄裁判所が属す
るベルギーの法によることになるだろう。また**Mauritius Commercial Bank**判決が管轄合
意の有効性をイングランド法で判断した根拠も、今後はそれが主契約の準拠法だからでは
なく選択された裁判所の属する法である点に求められることになるだろう。

ⁱ REGULATION (EU) No 1215/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast).

ⁱⁱ 改正ブラッセル I 規則は、原則として 2015 年 1 月 10 日から適用される（81 条）。

ⁱⁱⁱ 改正ブラッセル I 規則 25 条は、新たに管轄合意の実質的有効性の準拠法を定めたほかに、管轄合意の利用者を構成国に住所を有する者に限っていた従来の規定を緩和し、当事者はその住所のいかんに関わらず構成国の裁判所の管轄権について合意できることを定めている。

^{iv} ハーグの 2005 年管轄合意条約 5 条 1 項も、管轄合意が無効か否かを選択された裁判所の属する締約国の法によらせている。